



## ～巻頭言～

### 消費税の沿革とインボイス導入

消費税が導入されたのは1989年4月である。(昭和63、平成元年)この新しい法律の導入は竹下内閣の時であり、その立法趣旨は高齢化社会に対する現役世代の社会保障負担の軽減を図る事であった。10%になってからは年金、医療に加えて若者の子育て支援や介護サービス等の社会保障にも使われることになり、

現在は異次元の子育て支援として税金のバラマキが始まった。(当然消費税だけでは不足する)

1989年4月(H元年)3%

1997年4月(H9年)5%

2014年4月(H26年)8%

2019年10月(R元年)10%(飲食品等の軽減税率8%)

内訳は(10%は国7.8%、地方2.2%収入)(8%は国6.24%、地方1.76%)に分解集計して申告している。大変な作業である。更に消費税の申告は本則課税と簡易課税の選択があり簡易課税の選択が導入されたときの課税売上高は3億円だったが現在は3千万円まで改正されている。免税業者は1千万円以下の課税売上であるがこれも選択制である。これらの選択は納税の有利、不利で決まるので注意が必要である(選択適用には細かな規定がある。)

今年10月よりインボイス制度が始まります。欧米では当たり前の制度ですが日本では導入されていませんでした。今回の導入に当たり政府は相当混乱しました。それは消費税導入後多種多様な改正がなされ、そこにインボイス制度を導入すると不合理や納税者に複雑な問題点が発生するからです。新設当初から帳簿方式でなくインボイス制度であればこんな複雑にはならなかったと思います。

具体的にみていきます。免税業者への支払いは、経費と消費税に分解できましたが、今回はインボイスがないため支払額を分解できません。これに対して免税業者がインボイスを取得した場合、課税業者となり消費税の申告が出ます。消費税の20%を申告する簡易な方法が期間限定で認められました。そのより取引業者は今まで通り経費と消費税に分解できることとなります。また、経理担当者は発行請求書や領収書にインボイスを確認して記帳、受領した請求書、領収証のインボイス確認をして、10%、8%の区分をして仕訳伝票を起こさねばなりません。さらにインボイスのない支払い証明書は1万円未満の取引については帳簿のみで仕入れ税額控除が可能です。(ただし課税売上1億円以下の業者で6年間の猶予です)この仕訳を間違えると消費税の集計作業が当然に間違えます。集計、確認、申告と消費税の税額計算は増々複雑になりました。(日本税理士政治連盟では簡素で平等な税制を陳情しています)これからは電子帳簿、取引データの電子化保存(請求書、領収書等)が本格化します。手書き帳簿やエクセル出納帳は電子帳簿になりません。請求書等の保管もコンピュータになります。それにはクラウド対応が一番かと思います。インボイス制度の導入に合わせて検討してください。もうアナログ人間にはムリかも?